

平成 2 9 年 度

第 1 回 国民健康保険運営協議会

と き 平成 2 9 年 8 月 2 3 日 (水) 午後 7 時 0 0 分

と ころ 浜松市役所【北館 1 階】 1 0 1 会議室

国民健康保険について

日本では昭和 36 年以降、すべての国民がいずれかの医療保険に加入することになっています。(国民皆保険制度)

この医療保険は、大きく職域保険と地域保険に分けられます。

職域保険は、主として中小企業の従業員を対象とした全国健康保険協会管掌保険(協会けんぽ)、大企業の従業員を対象とした組合管掌健康保険(組合健保)、公務員を対象とした共済組合等があります。

地域保険は、職域保険に加入していない住民を対象とした市町村ごとの国民健康保険、特定の自営業者が組織している国民健康保険組合、75 歳以上を対象とした後期高齢者医療制度があります。

以上のことから、国民健康保険は国民皆保険制度を支える基礎的な医療保険の役割を果たしていますが、「年齢構成が高く、医療費水準が高い」「所得水準が低く、保険料負担が重い」などの構造的な課題を抱えています。

そこで、平成 30 年度からは国民健康保険事業の財政運営の責任主体を都道府県に移行し、都道府県と市町村が共同運営することになります。

国民健康保険運営協議会について

・運営協議会とは

国民健康保険事業を真に被保険者のための制度として円滑に運営するため、国民健康保険法第 11 条により、国民健康保険の保険者である市町村に設置が義務付けられている市町村長の附属機関のことです。

この協議会の委員は、浜松市国民健康保険条例第 2 条により、被保険者委員(3 人)、医療担当者委員(3 人)及び中立的な立場である公益委員(3 人)の計 9 人で構成されております。

・運営協議会の役割

浜松市国民健康保険運営協議会規則第 3 条の規定により、市長の諮問に応じて、意見を答申することとなっています。

【参 考】

国民健康保険法施行令（抜粋）

（委員の任期）

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

浜松市国民健康保険条例（抜粋）

第2章 国民健康保険運営協議会

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、規則で定める。

浜松市国民健康保険運営協議会規則（抜粋）

（審議事項）

第3条 協議会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事。
- (2) 保険料の賦課方法に関する事。
- (3) 保険給付の種類及び内容に関する事。
- (4) 保健事業の実施大綱の策定に関する事。
- (5) その他国民健康保険事業の運営に関する重要な事。

2 協議会は、前項の事項について市長の諮問に応じ意見を答申する。

（定足数）

第5条 協議会は、その委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(1) 平成28年度国民健康保険事業報告について

1. 被保険者の状況

①被保険者数

(単位：人)

区 分		平成28年度末(A)	平成27年度末(B)	比較(A)-(B)
全 市 (C)	人口	806,407	807,898	△ 1,491
	世帯数	331,642	328,810	2,832
国民健康保 険加入 (D)	被保険者数	182,020	193,179	△ 11,159
	世帯数	109,669	114,052	△ 4,383
加入率 (D)/(C)	被保険者数	22.6%	23.9%	△ 1.3
	世帯数	33.1%	34.7%	△ 1.6

②国保加入者内訳

(単位：人)

区 分	平成28年度末(A)		平成27年度末(B)		比較(A)-(B)	
	被保険者	構成比	被保険者	構成比	被保険者	構成比
一般 (75歳未満)	178,933	98.3%	187,527	97.1%	△ 8,594	1.2
退 職	3,087	1.7%	5,652	2.9%	△ 2,565	△ 1.2
合 計	182,020	100.0%	193,179	100.0%	△ 11,159	

③被保険者の年齢構成

(単位：人)

区分	平成28年度末(A)		平成27年度末(B)		比較(A)-(B)	
	被保険者数	構成比	被保険者数	構成比	被保険者数	構成比
0 ～ 19歳	18,782	10.3%	20,722	10.7%	△ 1,940	△ 0.4
20 ～ 29歳	10,576	5.8%	11,786	6.1%	△ 1,210	△ 0.3
30 ～ 39歳	14,596	8.0%	16,133	8.5%	△ 1,537	△ 0.5
40 ～ 49歳	19,571	10.8%	20,679	10.7%	△ 1,108	0.1
50 ～ 59歳	19,471	10.7%	21,430	11.1%	△ 1,959	△ 0.4
60 ～ 64歳	20,108	11.1%	22,760	11.8%	△ 2,652	△ 0.7
65 ～ 69歳	42,485	23.3%	42,390	21.9%	95	1.4
70 ～ 74歳	36,431	20.0%	37,279	19.3%	△ 848	0.7
合 計	182,020	100.0%	193,179	100.0%	△ 11,159	

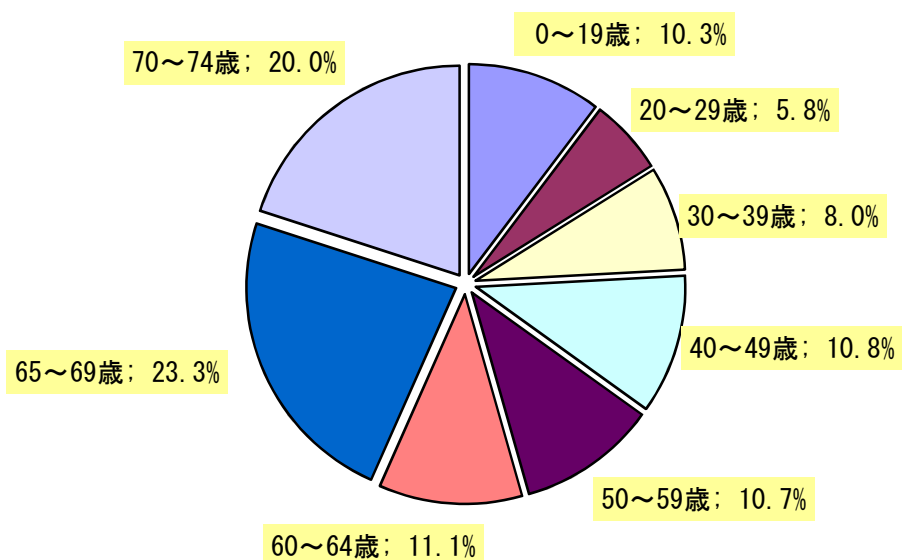
④被保険者の総所得金額

(単位：人)

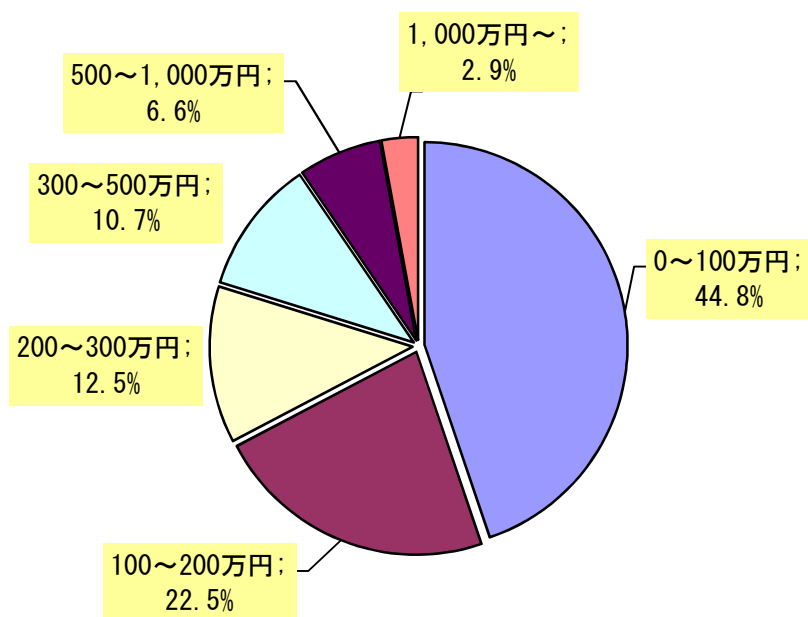
区分	平成28年度末(A)		平成27年度末(B)		比較(A)-(B)	
	被保険者数	構成比	被保険者数	構成比	被保険者数	構成比
0 ～ 100万円	81,545	44.8%	82,884	42.9%	△ 1,339	1.9
100 ～ 200万円	40,955	22.5%	44,032	22.8%	△ 3,077	△ 0.3
200 ～ 300万円	22,753	12.5%	25,772	13.3%	△ 3,019	△ 0.8
300 ～ 500万円	19,476	10.7%	21,883	11.3%	△ 2,407	△ 0.6
500 ～ 1,000万円	12,013	6.6%	13,029	6.8%	△ 1,016	△ 0.2
1,000万円超	5,278	2.9%	5,579	2.9%	△ 301	0.0
合 計	182,020	100.0%	193,179	100.0%	△ 11,159	

被保険者の特徴

- ◆被保険者のうち60歳以上が過半数である。(28年度：54.4% 27年度：53.0%)
(③のグラフ)



- ◆低所得者の占める割合が高い。
(④のグラフ)



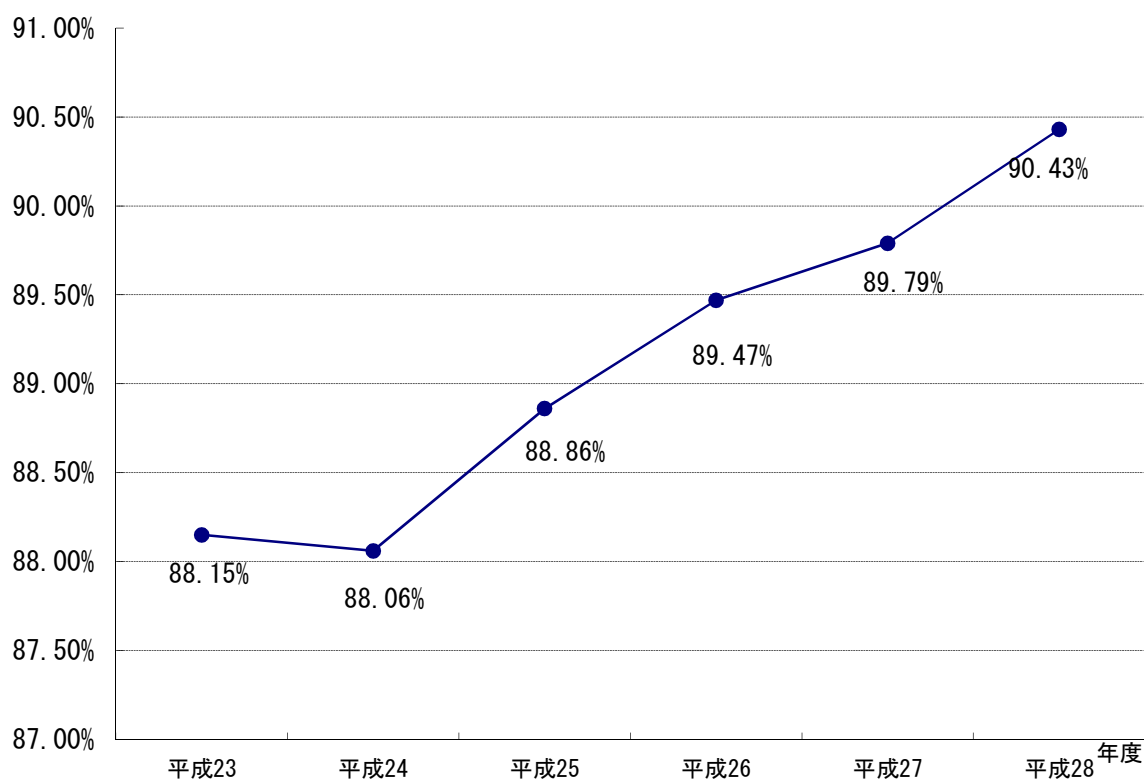
2. 保険料収納状況

① 収納率

(単位：円)

区 分	H28年度決算見込(A)	H27年度決算(B)	比較(A)-(B)
現年分調定額	20,436,229,600	21,074,794,900	△ 638,565,300
実収入額	18,481,444,502	18,923,384,394	△ 441,939,892
収 納 率	90.43%	89.79%	0.64
1人当たり調定額	108,441	106,599	1,842
1世帯当たり調定額	181,655	181,940	△ 285

収納率の推移（現年分）



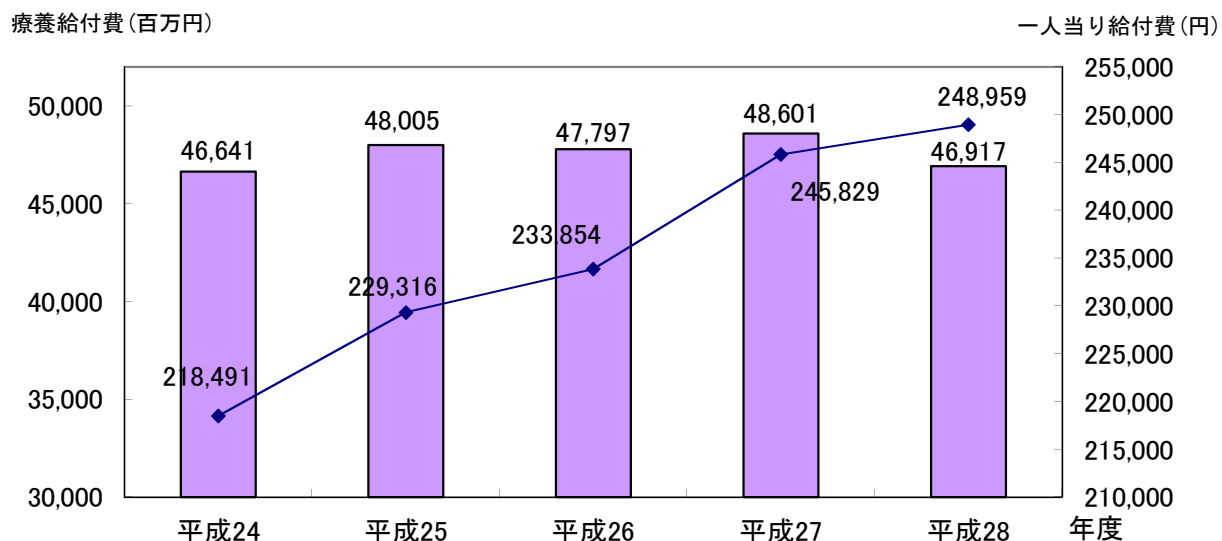
② 納付方法内訳

(単位：世帯)

納 付 方 法	H28年度(A)		H27年度(B)		比較(A)-(B)		
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	
普通徴収	口座振替	47,669	43.5%	51,085	44.8%	△ 3,416	△ 1.3
	納付書(コンビニ、金融機関)	40,186	36.6%	42,588	37.3%	△ 2,402	△ 0.7
特別徴収	年金天引	21,814	19.9%	20,379	17.9%	1,435	2.0
合 計		109,669	100.0%	114,052	100.0%	△ 4,383	

3. 保険給付の状況

①療養給付費の推移（医科、歯科、調剤、入院時食事療養費、訪問看護）



②療養給付費（年齢区分別）

(単位：円)

区分	H28年度(A)	H27年度(B)	増減(A)-(B)
0～64歳	18,407,466,882	19,267,135,725	△ 859,668,843
65～74歳	28,509,869,805	29,333,561,957	△ 823,692,152
全体	46,917,336,687	48,600,697,682	△ 1,683,360,995

療養給付費の内訳

(単位：円)

区分	H28年度(A)	H27年度(B)	増減(A)-(B)
0～64歳	18,407,466,882	19,267,135,725	△ 859,668,843
調剤	3,062,549,433	3,223,738,055	△ 161,188,622
調剤以外	15,344,917,449	16,043,397,670	△ 698,480,221
65～74歳	28,509,869,805	29,333,561,957	△ 823,692,152
調剤	5,421,996,533	5,845,311,591	△ 423,315,058
調剤以外	23,087,873,272	23,488,250,366	△ 400,377,094

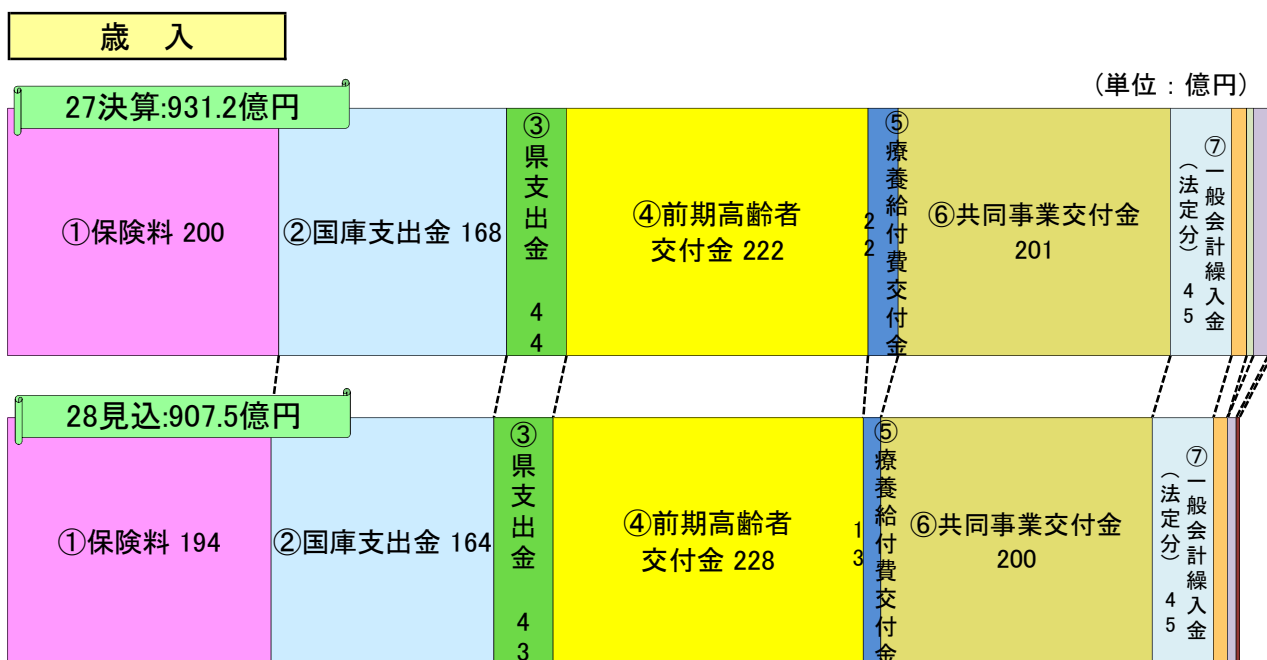
③任意給付の状況

- ・ 出産育児一時金 …… 1件につき 420,000円上限 (H21年4月1日以降)
- ・ 葬祭費 …………… 1件につき 50,000円

(単位：件、円)

	H28年度(A)		H27年度(B)		比較(A)-(B)	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
出産育児一時金	705	295,144,149	765	321,714,495	△ 60	△ 26,570,346
葬祭費	1,098	54,900,000	1,071	53,550,000	27	1,350,000
合計	1,803	350,044,149	1,836	375,264,495	△ 33	△ 25,220,346

4. 平成28年度国民健康保険事業決算見込について



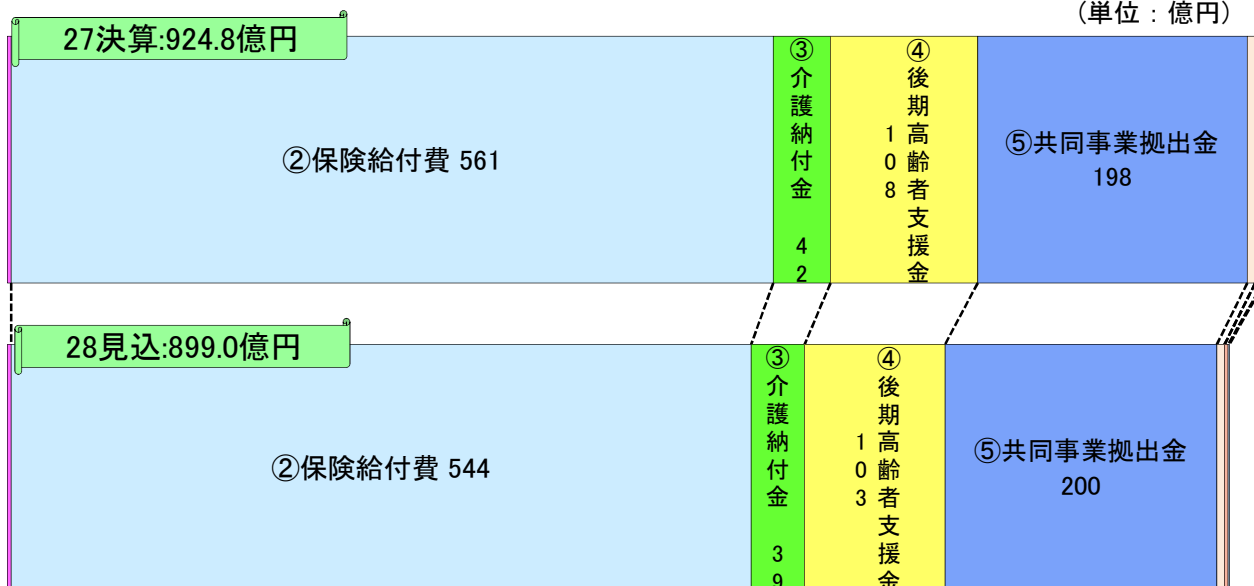
(単位：百万円)

科目	28見込(A)	27決算(B)	増減額(A)-(B)	備考
①保険料	19,417	19,976	△ 559	被保険者数の減によるもの
②国庫支出金	16,415	16,800	△ 385	保険給付費の減によるもの
③県支出金	4,349	4,403	△ 54	保険給付費の減によるもの
④前期高齢者交付金	22,847	22,220	627	前々年度精算分の増等によるもの
⑤療養給付費交付金	1,318	2,216	△ 898	退職被保険者の減によるもの
⑥共同事業交付金	19,982	20,056	△ 74	保険財政共同安定化事業分の減によるもの
⑦一般会計繰入金(法定分)	4,507	4,510	△ 3	財政安定化支援事業分の減等によるもの
⑧一般会計繰入金(その他)	1,032	1,101	△ 69	収納率向上等に伴う繰入基準に基づくもの
⑨基金繰入金	0	500	△ 500	保険料激変緩和措置終了による皆減
⑩繰越金	646	1,105	△ 459	前年度繰越金の減によるもの
⑪その他	245	234	11	諸収入の増等によるもの
計	90,758	93,121	△ 2,363	

- ・【歳入】保険料は、後期高齢者医療への移行及び短時間労働者の社会保険適用拡大による被保険者数の減少により、対前年5.6億円の減となった。(現年分収納率は0.64Pt向上)
- ・【歳入】基金繰入金は、平成25年度の算定方式変更に伴う保険料激変緩和措置の財源として、平成27年度までの3年間に亘り、計30.4億円の繰入を行った。
- ・【歳出】保険給付費は、短時間労働者の社会保険適用拡大等による被保険者数の減少に加え、高額薬剤の薬価改定の影響により、対前年16億円の減となった。

歳 出

(単位：億円)



(単位：百万円)

科 目	28見込 (A)	27決算 (B)	増減額 (A) - (B)	備考
①総務費	285	287	△ 2	郵便料等の減によるもの
②保険給付費	54,447	56,056	△ 1,609	被保険者数の減少等によるもの
③介護納付金	3,920	4,237	△ 317	被保険者数(40～64歳)及び前々年度精算分の減によるもの
④後期高齢者支援金	10,336	10,823	△ 487	前々年度精算分の減によるもの
⑤共同事業拠出金	19,998	19,827	171	高額医療費共同事業分の増によるもの
⑥保健事業費	565	584	△ 19	特定健康診査受診者の減によるもの
⑦基金積立金	1	2	△ 1	基金利子の減によるもの
⑧償還金(国・県)	266	571	△ 305	前年度精算分の減によるもの
⑨その他	86	88	△ 2	保険料還付金の減等によるもの
計	89,904	92,475	△ 2,571	

ア 収支差額：歳入907.5億円 - 歳出899.0億円 = **8.5億円** (次年度への繰越し)

イ 厚生労働省が示す基準による実質的な単年度収支：**1.2億円**

(≒8.5(収支差額)-6.4(前年度繰越し金)-0.0(基金繰入)+△0.9(国庫支出金精算額等))

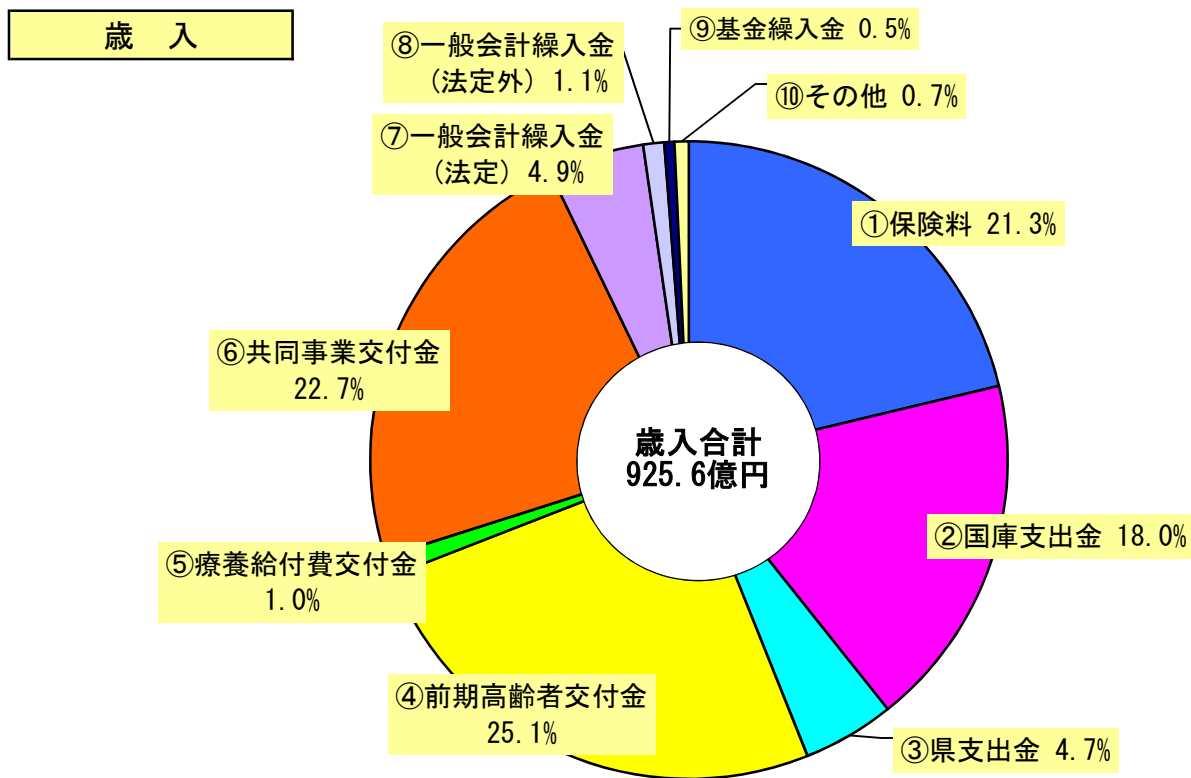
ウ 基金の状況

(単位：千円)

区 分	平成26決算	平成27決算	平成28見込	(参考)平成29見込
期末残高	1,460,064	961,804	962,604	482,701

(2) 平成29年度国民健康保険事業状況について

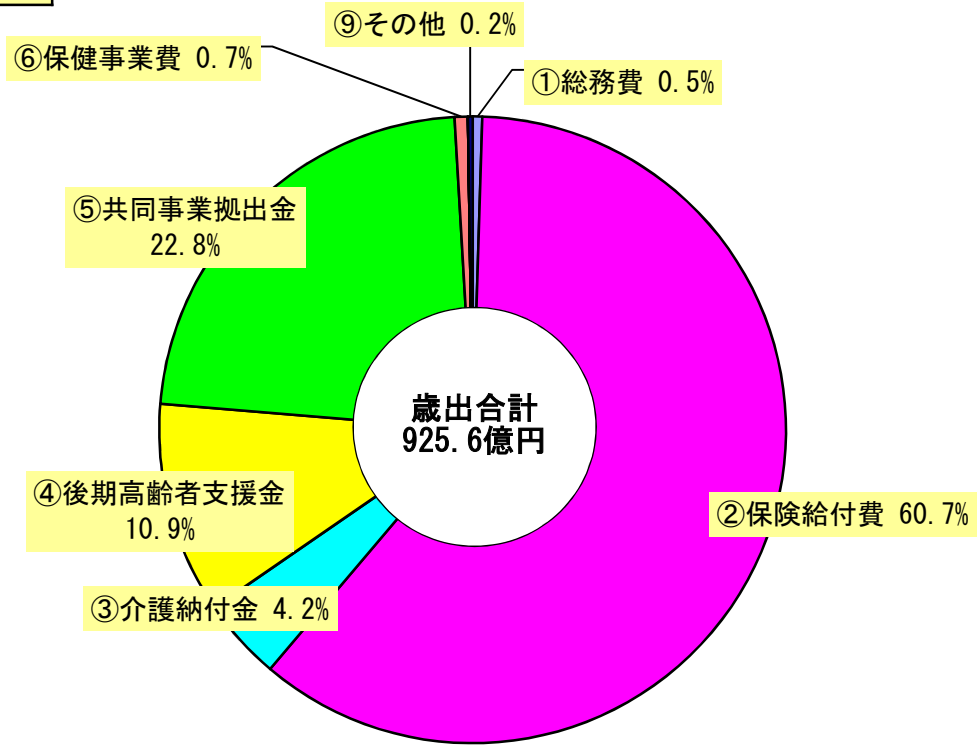
<浜松市国民健康保険事業 平成29年度当初予算>



(単位：百万円)

科目	H29当初 予算(A)	構成比	H28当初 予算(B)	増減額 (A)-(B)	備考
①保険料	19,679	21.3%	20,053	△ 374	医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分を合算した額を世帯主に賦課
②国庫支出金	16,675	18.0%	16,721	△ 46	歳出（保険給付費等）に連動
③県支出金	4,308	4.7%	4,635	△ 327	歳出（保険給付費等）に連動
④前期高齢者交付金	23,279	25.1%	23,042	237	被保険者に占める前期高齢者の加入割合に応じて交付
⑤療養給付費交付金	932	1.0%	1,841	△ 909	退職被保険者の保険給付に充てるもの
⑥共同事業交付金	21,061	22.7%	21,211	△ 150	歳出（共同事業拠出金）に連動
⑦一般会計繰入金(法定)	4,496	4.9%	4,350	146	国の基準による繰入
⑧一般会計繰入金(法定外)	974	1.1%	1,032	△ 58	収納率等に連動した繰入基準に基づくもの
⑨基金繰入金	480	0.5%	0	480	保険料負担緩和のための基金取崩し
⑩その他	673	0.7%	658	15	前年度繰越金等
計	92,557	100.0%	93,543	△ 986	

歳出



(単位：百万円)

科目	H29当初 予算(A)	構成比	H28当初 予算(B)	増減額 (A)-(B)	備考
①総務費	459	0.5%	373	86	国民健康保険事業に係る運営経費
②保険給付費	56,164	60.7%	56,909	△ 745	被保険者の医療費自己負担分を除いた費用の保険者給付分
③介護納付金	3,911	4.2%	3,927	△ 16	介護保険制度の運営のための納付金
④後期高齢者支援金	10,112	10.9%	10,335	△ 223	後期高齢者医療制度に対する拠出金
⑤共同事業拠出金	21,061	22.8%	21,211	△ 150	高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に対する拠出金
⑥保健事業費	626	0.7%	595	31	特定健診及び特定保健指導等に係る経費
⑦基金積立金	0	0.0%	1	△ 1	
⑧償還金(国・県)	0	0.0%	0	0	
⑨その他	224	0.2%	192	32	前期高齢者納付金、還付金等
計	92,557	100.0%	93,543	△ 986	

(3) 浜松市国民健康保険データヘルス計画について

「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成 26 年厚生労働省告示第 140 号）に基づき、P D C A サイクルに沿った効果的な保健事業の実施を図るため、特定健康診査や診療報酬明細書等の情報を活用し、平成 27 年度に浜松市国民健康保険データヘルス計画を策定した。現在、計画に基づき各事業を実施している。

◆計画の目的

- ・ P D C A サイクルに沿った保健事業を実施することで、被保険者の自主的な健康増進、疾病予防の取組みを支援し、健康寿命の延伸を目指す。
- ・ 被保険者の健康寿命の延伸が図られることで、医療費の適正化にもつなげる。

◆計画年度

平成 28 年度～平成 29 年度

◆課題と目標

◎：重点取組

※平成 29 年 7 月末現在

重	課題	成果指標		27 年度	28 年度	29 年度
	特定健診 受診率の向上	特定健診 受診率	目標	39.0%	42.0%	45.0%
			実績	32.1%	※31.4%	※5.1%
	特定保健指導 実施率の向上	特定保健指導 実施率	目標	16.0%	18.0%	20.0%
			実績	12.9%	※11.6%	※0.0%
◎	糖尿病・高血圧・脂質異 常症の重症化予防	受診勧奨によ り医療機関へ 受診した者の 割合	目標	—	92.0%	95.0%
			実績	—	※66.2%	—
◎	人工透析リスクの軽減	新規人工透析 患者数	目標	—	増加抑制	増加抑制
			実績	—	集計中	—

◆平成 28・29 年度の主な取組

- ① 40 歳の特定健康診査自己負担無料化
- ② 糖尿病、高血圧、脂質異常症の重症化リスク保有者及び人工透析リスク保有者への受診勧奨通知後、未受診者への訪問指導
- ③ 糖尿病及び心疾患重症化リスク保有者（喫煙者）に対する歯科への受診勧奨通知
- ④ 重複・頻回受診者への訪問指導（状況確認）

※現計画の評価を行い、平成 30 年度からの次期計画を「第 3 期特定健診・特定保健指導等実施計画」と併せ 29 年度中に策定予定である。

(4) 国民健康保険料収納率向上対策について

<国民健康保険料滞納削減アクションプラン>

国保財政の運営と被保険者間の公平性を確保するためには、国民健康保険料の収納率向上及び滞納額を削減させることが、極めて重要である。

このため、収納率の向上と滞納額削減を目指し、平成 22 年度から平成 24 年度までの目標を定めた国民健康保険料滞納削減アクションプラン（第 1 期アクションプラン）を策定し、収納対策に取り組んだ。平成 25 年度にもさらに 3 年間の目標を定めたアクションプラン（第 2 期アクションプラン）を策定し、毎年収納率の向上を図ってきた。

平成 30 年度からは、国保制度改革により財政運営の主体は都道府県が担うことになるが、引き続き賦課徴収は各市町村が担うことから、新たな保険料収納率の向上と滞納額削減を図るため、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間の目標を定めた新アクションプラン（第 3 期アクションプラン）を策定した。

●国民健康保険料滞納削減第 3 期アクションプラン スローガン

やります！「速やかな滞納処分」、「口座振替の推進」、「累積滞納額の削減」

◆現年分収納率

年 度	アクションプラン目標	収 納 率	達 成 率
平成 27 年度	90.0%	89.79%	99.8%
平成 28 年度	90.15%	90.43%	100.3%

◆口座振替率

年 度	アクションプラン目標	振 替 率	達 成 率
平成 27 年度	61.3%	62.66%	102.2%
平成 28 年度	63.2%	63.36%	100.3%

◆累積滞納額

年 度	アクションプラン目標	累積滞納額	達 成 率
平成 27 年度	52.2 億円	47.5 億円	109.9%
平成 28 年度	44.5 億円	43.5 億円	102.3%

(5) 国民健康保険制度改革について

◆概要

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(医療保険制度改革関連法)の成立により、平成30年度から、県が市町とともに国民健康保険の運営を行うこととなった。

国が示すガイドライン等に基づき、県と市町の協議の場として国保運営方針連携会議を設置し、市町が県に納める国保事業費納付金の算定や県が定める国保運営方針について、昨年度から協議を行っている。

◆改革に向けたスケジュール等

時 期		改革に向けた工程	市町の準備作業等
29 年度	7 月 ～ 8 月	県運営協議会の開催 (7/12) 納付金等の試算の実施 (7～9 月) 財政運営部会及び制度運用部会の開催 (8/30) 県国保運営方針に関する県民意見提出手続 (パブリックコメント) の実施 (8～9 月)	納付金算定用のデータ提供 財政運営部会及び制度運用 部会への参加
	9 月 ～ 10 月	国保運営方針連携会議(県と市町との協議) の開催 国保法に基づく市町への意見聴取 国からの仮係数の提示	連携会議への参加 運営方針への意見提出 H30 当初予算要求
	11 月	県国保運営協議会の開催 「答申案の審議」→「答申」 県仮係数による納付金等の推計及び市町へ の提示	仮係数による納付金等の提 示を受け H30 当初予算要求 の差替え
	12 月 ～ 3 月	県国保運営方針の決定、公表 県国保条例の制定 H30 納付金等の確定 県国保特別会計予算の決定	保険料率の決定 関連条例等の改正 予算の決定
30 年度	4 月	新制度移行 (県・市町協議は継続)	

(6) 今後のスケジュール

平成 29 年度 国民健康保険運営協議会年間予定

時 期		内 容	備 考
8 月	23 日 (水)	第 1 回国保運営協議会	
9 月			
10 月	19 日 (月)	運営協議会委員研修会	静岡市
11 月		第 2 回国保運営協議会 (諮問) 第 3 回国保運営協議会	
12 月		第 4 回国保運営協議会	
1 月	中旬	市長への答申	